

2024 年度 NPO 関連予算の特徴		(項番 1) 刑務所出所者等の住居の確保に要する経費として総額 5,393 百万円を計上した。 (項番 2) 外国人受入環境整備交付金に要する経費として総額 1,100 百万円を計上した。										
連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	2024 年度予算額	2023 年度予算額 [うち 2024 年度 使用見込残額]	補助率 上限額	実地主 体	公募スケジ ュール	申請方 法	照会窓口 (含むメールアドレス)	2023 年度 NPO への 実績	備考
1	刑務所出所者等の住居確保（更生緊急保護等の委託）	継続	適当な住居のない刑務所出所者等について、保護観察所の長が更生保護事業を営む者等に委託して宿泊場所の供与等を実施する。	(5,393 の内数)	(5,462 の内数)	—	国	随時受付	—	保護局更生保護振興課 03-3581-4111 (内 4302) (k.yamashita.g24@i.moj.go.jp)	未確定	P1~3
2	外国人受入環境整備交付金	継続	在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援する。	1,100	1,100	10/10又は1/2	地方公共団体（NPO 法人等への委託が可能）	R6.1~3 頃（予定）	出入国在留管理庁在留管理支援課	出入国在留管理庁在留管理支援課在留支援課において公募実施	未確定	P4

予算額合計(内数事業除く)	—	—	1,100	1,100	—	—	—	—	—	—	—
2024年度使用見込残額合計			—	—							
2024年度実質予算額合計			1,100	—							

《記載要領》 [2024年度 NPO 関連予算の特徴欄]には、2023年度と比べた2024年度 NPO 関連予算全体の特徴等を記載して下さい。

[対象事業] NPOに資する事業(NPOが手挙げ(参入)出来る事業及びNPOのための研修等の事業)とします。これに該当する事業は全て記載し、該当しない事業は記載しないで下さい。なお、2023年度で“終了”し2024年度は実施しない事業でも、前年度と対比するために、漏れなく記載して下さい。期の途中で新たに予算化された事業も記載して下さい。

[新・継区分欄] 当該事業の区分(“新規”、“継続”、“名称変更”、“統廃合”、“終了”のいずれか一つ)を必ず記載して下さい。なお、“名称変更”、“統廃合”の場合は、旧事業や廃止した事業も同じ行に記載し(予算額は合算)、2023年度のどの事業(名称)であったか等を備考欄に付記して下さい。

[予算額欄] 2024年度予算額欄には直近の政府案、2023年度予算額欄には補正予算を含んだ額を記載して下さい。うち補正予算等で2024年度使用できる見込残額がある場合は、下段に[]括弧で囲みその予算額も表記して下さい。予算計上された年度をベースに記載して下さい。なお、NPOが手挙げ(参入)出来るのは、その予算額全額に対してではなく一部であり、額が事業毎にどうしても区分できない場合は、()括弧で囲み(〇〇の内数)と表記して下さい。

[最後の合計欄]2024年度予算額欄と2023年度予算額欄の縦罫を合計した予算額合計を記載して下さい。ただし、内数事業(2024・2023年度のいずれかが内数事業を含む)の場合は、合計するときのみ2024・2023年度ともその額を除いて下さい。なお、2024年度実質予算額合計欄には、2024年度予算額合計+うち2024年度使用見込残額合計の合計を記載して下さい。

更生保護施設

更生保護施設の役割

- ◆ 帰るべき場所がない刑務所出所者等に対し、国の委託を受けて宿泊場所の供与、食事の給与、生活指導等の保護を行う民間施設(刑務所出所者等に対する住居確保による社会復帰支援の中核的担い手)
- ◆ 仮釈放者の約3割を収容保護するなど、国の刑事政策上の基本的制度を維持する上で必要不可欠な施設

現在の保護の概況

- ◆施設数 102施設(R6. 1. 1現在)
- ◆定員 2,403人(R6. 1. 1現在)



体制

- ◆経営主体
更生保護法人99施設、社会福祉法人1施設、NPO法人1施設、一般社団法人1施設
- ◆職員体制
常勤職員が5名程度

緊急的住居確保・自立支援対策（自立準備ホーム）の概要

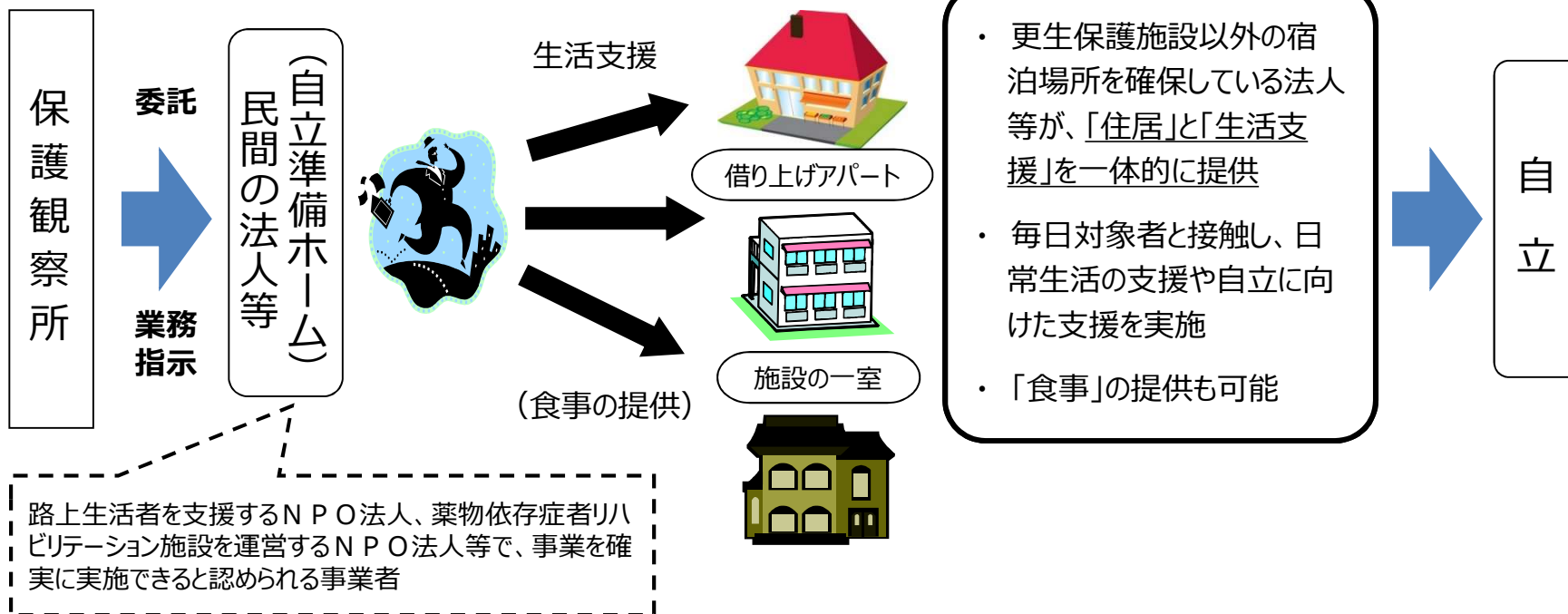
更生保護施設

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要

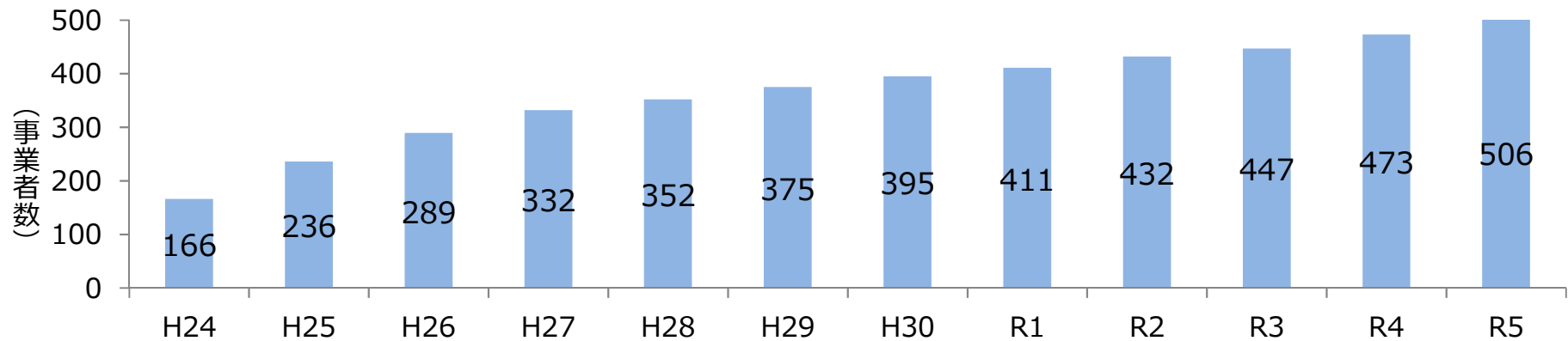


新たな仕組みが必要

緊急的住居確保・自立支援対策



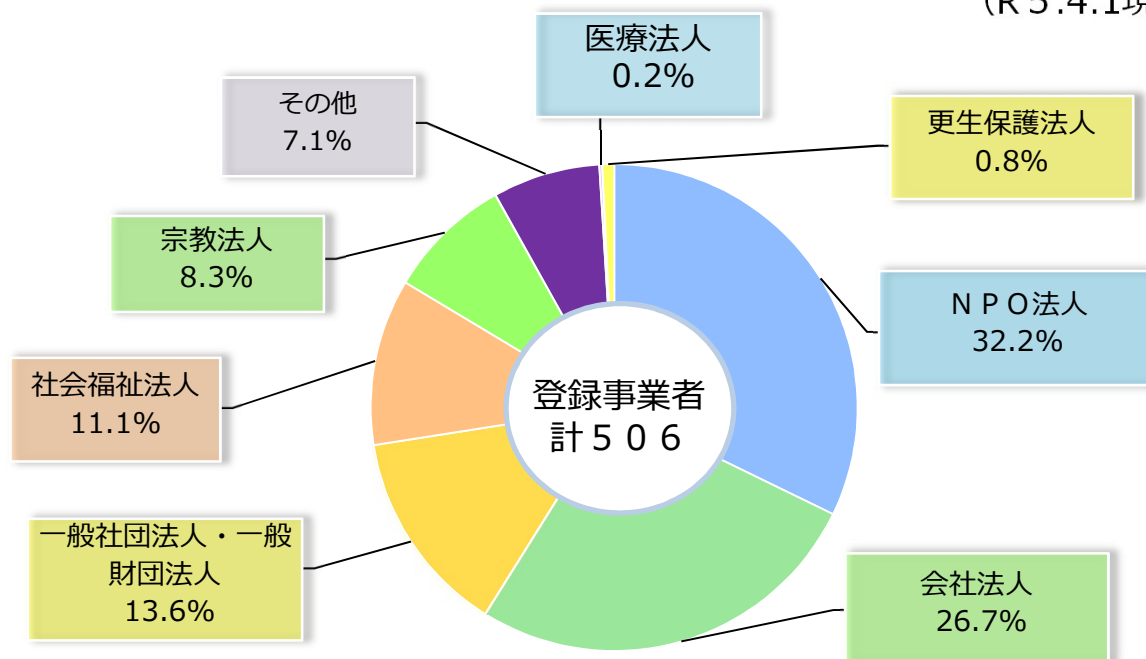
自立準備ホーム登録事業者数の推移



※各年3月31日現在の数値（ただし、H29年以降は4月1日現在）

自立準備ホーム登録事業者の内訳

(R5.4.1現在)



概要

■ 目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

■ 交付対象

- ・全ての都道府県及び市町村（特別区を含む）
- ・複数地方公共団体による「共同方式」も交付対象

■ 交付限度額（整備事業・運営事業共通）

区分	外国人住民数	交付限度額
都道府県	-	1,000万円
市町村	5,000人以上	1,000万円
	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円

■ 交付率

区分	内容	交付率
整備事業	新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費	必要経費の10分の10
運営事業	一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費	必要経費の2分の1（※）

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされています。

事業スキーム

